

平成19年4月14日

(法人税法関係)「寄付金に該当する支払手数料」

裁決事例集第71集429頁事例18(平成18年6月23日裁決)

発表者 税理士 土屋 栄悦

I はじめに

法人の支出した費用が法人税法上の損金となるためには、その法人の事業活動に必要なものでなければならない。しかし、直接的に反対給付のない支出は事業活動に必要なものであるかどうかの判定が極めて困難である。本件事案は直接的な反対給付のない支出についての事実認定が争われたものであり、その内容について検討すると共に寄附金の範囲等について検証してみることにする。

II 本件事案

1. 概要

G社が宗教法人F会（以下「F会」という。）から受託した研修施設の増築などの業務のうちその事業遂行上必要な近隣対策などの業務（以下「本件近隣対策等業務」という。）は、J社及びK社を経由して請求人に再委託された。

請求人はH社に対し、平成15年6月及び平成16年6月に支払った金銭の額（以下「本件支払額」という。）を、各事業年度の支払手数料として損金の額に算入し、また、各課税期間の消費税等の計算上、仕入税額控除の対象として申告した。なお、H社はF会の研修施設の建設予定地の選定業務に係る対価の支払に関してG社と紛争中であつた。

これらの申告に対し原処分庁は請求人のH社に対する本件支払額は請求人が負担する合理的な理由がないことから、本来負担すべきG社に対する寄附金に該当するとして法人税の各更正処分を、また、課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないとして消費税等の各更正処分等を行った。

2. 請求人の主張

H社のF会の誹謗、中傷を吹聴するなどの行為は、請求人の近隣対策等業務の遂行上多大な支障を来すものであり、この障害を回避するための本件支払額は業務遂行上必要な費用であることは明らかである。

仮に、本件支払額はG社が負担すべきも金員であつたとしても、G社は請求人の取引関係者であることからすれば、本件支払額は交際費に該当し、消費税等の計算上、課税仕入れに係る支払対価の額に該当する。

3. 原処分庁の主張

H社が請求人の業務妨害を行った事実は全く認められず、H社に対する本件支払額は近隣対策業務に係る業務妨害を排除するための請求人が負担すべき金額とは認められない。

本件支払額は請求人とH社が交わしたH社及びその関係者がF会及びその関係者に対する一切の訴訟を取り下げ、今後一切の訴訟を行わないとの合意事項に基づき支出されたものと認められ、訴訟の取り下げによって利益を享受するG社がH社に支払うべきものであり、請求人からG社に対する寄附金と認められる。

4. 裁決

請求人の近隣対策等業務をH社が妨害した事実は認められず、本件支払額はH社とG社との間で生じた紛争を回避するためにH社へ支払われたものと認めることが相当である。

そして、紛争を回避するための費用は特段の事情がない限り紛争当事者が負担すべきものであるところから、本件において請求人が当該費用を負担すべき特段の事情は認められず、本件支払額がG社との間で清算された事実もない。

したがって、請求人による本件支払額の支出はG社に対する経済的利益の供与に当たることから、本件支払額は法人税法第37条第3項に規定する寄附金の額に該当する。

Ⅲ研究 一 裁決の理由に疑問一

この裁決において請求人がH社に支払った本件支払額は、本来請求人が負担すべきものではなく、事業関連性がないものであるとしている。事業関連性のない支払額、つまり費用性のない支出は利益処分としての性格を有することになるため、本件支払額の否認の根拠として損金の額の「別段の定め」である法人税法第37条が適切であるか検討することとする。

1 法人税法上の寄附金の意義

法人税法上の寄附金は「寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。」と規定されている。（法法37⑦）この規定によれば、法人税法上の寄附金の範囲は、法人が行った①「金銭その他の資産の贈与」又は②「経済的な利益の無償の供与」をいい、社会通念上の寄附金の概念よりその範囲が広がっていることを意味する。

2 法人税法上の寄附金の性格

法人税法上の寄附金は「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」と規定していることに照らすならば、その概念は、民法上の贈与のそれと実質的には同一である。ただ、移転の対象となるものが財産に限定されず、財産以外の経済的利益を含むところに違いがあるだけであると解され、民法上の贈与については、財産上の給付が「無償ニテ」なされることを要し、無償とは、何らの対価を伴わないことを意味し、贈与者が贈与をする動機には種々のものがあるにしても、給付自体に対して反対給付が伴っていなければ、無償というのを妨げないものと解される。（昭和60年7月30日大阪高裁 税資146号5583頁）これは事業関連性がない場合にはもちろん対価性もないのであるが、仮に事業関連性があったとしても対価性のない場合には法人税法上の寄附金としている。

3 寄附金の損金不算入の適用範囲

(1)制度の趣旨

「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」（昭和38年税制調査会）では、「法人が利益処分以外の方法により支出する寄附金の中には、法人の務遂行上明らかに必要な寄附金と必要であることが明らかでない寄附金があり、後者は多分に利益処分とすべき寄附金を含む見地から、税法は後者に属する寄附金を税法上の寄附金として、これについて損金算入限度を設け形式基準による区分を行うとともに、例外として指定寄付金及び試験研究法人等に対する寄附金の制度を設けていると考えられる。

また、現行取扱い上は、社会事業団体、学校、神社等に対する通常の意味の寄附金のみではなく、法人がおこなったその事業の遂行上必要なことがあきらかでない贈与、たとえ

ば低廉譲渡が行われた場合の贈与相当部分等も税法上の寄附金に含めて取り扱われる。

これらの点から、寄附金の範囲を明確化する意味において、税法上の寄附金が通常の意味の寄附金のほか、一般に無償の支出を含む旨法令上明らかにすることとする。

この場合、業務に全く関係のない贈与は、税法上の寄附金から除き、限度額計算を行うことなく損金不算入とすることが好ましいが、法令においてこれを規定すること及び執行上これを区分することが困難であることに鑑み、無償の支出のうち業務に明らかに関係のあるもとそれ以外のものに区分し、後者を税法上の寄附金として取り扱う」こととしている。

(2)寄附金に関する裁判例

子会社が親会社に対して負担した負担金には、これに見合う親会社からの子会社に対する経済的利益の供与はなく、負担金に対価性がなく寄附金に該当するとされたものとして次の2つがある。

法人税法第37条（寄付金の損金不算入）にいう寄付金とは、名義のいかんや業務との関連性の有無を問わず、法人が贈与又は無償で供与した資産又は経済的利益、換言すれば、法人が直接的な対価を伴わないでした支出を広く指称するものと解すべきである。（広島高裁昭和57年9月30日税資127号1132頁）

法人税法第37条（寄付金の損金不算入）の寄付金は、法人の事業に関連があるか否かを問わず、法人が行う直接の対価のない支出であること、すなわち、寄付金には法人の事業に関連性を有しその収益を生み出すのに必要な経費といえるものと、そうではなく単なる利益処分の性質を有するにすぎないものがあるといえる。しかし、具体的事例において法人が寄付金として支出した金銭等がそのいずれに当たるかを判定することは困難であるから、同法は擬制的に損金算入限度額の制度を定める規定を設けたものと解すべきである。直接の対価のない支出にあたることが肯認されれば、それが同条2項の括弧内のものに該当しない限り、事業との関連性いかんを問わず、寄付金性を有するものと解すべきである。（鳥取地裁昭和57年6月24日税資123号724頁）

(3)事業関連性のない寄附金の損金性

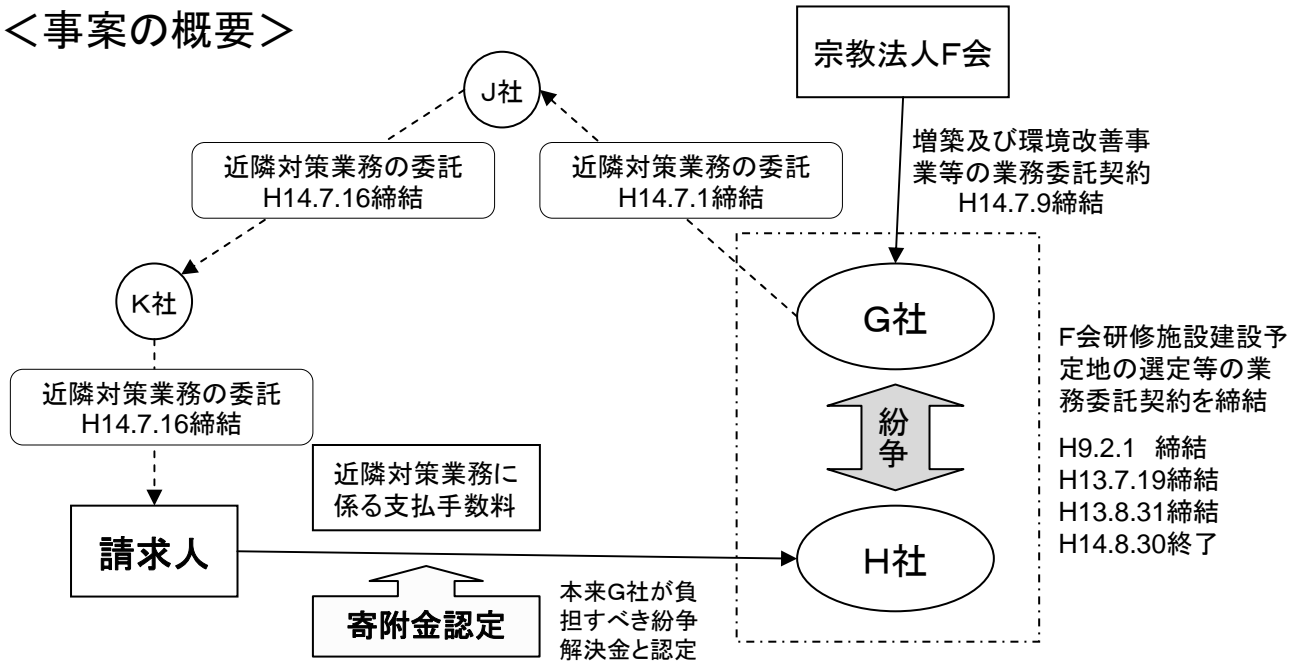
法人の反対給付のない支出が事業に関係のあるものか否かの判断は課税実務上非常に困難な場合が多いため、事業関連性の有無に関係なく損金限度額という形式基準を用いて、損金算入額を計算する制度として法人税法第37条の寄附金の損金不算入を前述の裁判例も認めるところである。

しかし、寄附金には事業遂行上必要なものと事業遂行上関係のないものがあり、後者は費用性がなく法人税法22条3項2号に定める損金には該当せず、「別段の定め」である法人税法第37条の寄附金の損金不算入の適用以前において損金性を否認すべきである。（松沢智著 新版 租税実体法【補正第2版】中央経済社 309頁以下）

<参考文献>

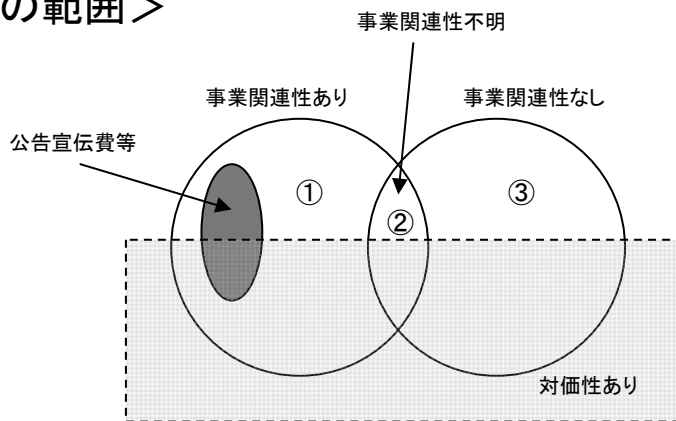
大淵 博著 「役員給与・交際費・寄附金の税務」 税務研究会出版局

<事案の概要>



H社が請求人の近隣対策を妨害した事実がない。
かつ、
請求人は、H社との間で、平成16年6月1日に要旨次の内容の契約を締結した(以下、締結した契約を「本件契約」という。)
(イ) 請求人は、平成16年6月1日、H社に〇〇〇〇円を支払い、H社は当該金員を受領した(第1条)。
(ロ) H社及びその関係者は、上記(イ)の金員を受領によりF会及びその関係者に対する一切の訴訟を取り下げ、今後一切の訴訟を行わないものとする(第2条)。

<寄附金の範囲>



区 分	寄附金の範囲
所得税法及び法人税法の整備に関する答申(昭和38年)	② ③
裁判例(S57.9.30広島高裁、S57.6.24ほか)	① ② ③
租税実体法 松沢先生	① ②